

(別添)

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱（昭和62年7月30日厚生省発健医第179号厚生事務次官通知別紙）の
一部改正について【新旧対照表】

下線部分は改正箇所

別紙	別紙
<p>改正後</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和5年6月30日〕 〔厚生労働省発健0630第6号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第6条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>	<p>現行</p> <p>保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱</p> <p>昭和62年7月30日 厚生省発健医第179号</p> <p>最終改正</p> <p>〔令和5年4月19日〕 〔厚生労働省発健0419第2号〕</p> <p>(通則)</p> <p>1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)(以下「精神保健福祉法」という。)第7条及び第19条の10に基づく精神保健福祉センター、精神科病院、精神科病院以外の病院に設ける精神病室及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)(以下「感染症法」という。)第6条に基づく特定感染症指定医療機関施設、第一種感染症指定医療機関施設、第二種感染症指定医療機関施設に係る国庫補助金並びに精神科デイ・ケア施設、農村検診センター、食肉衛生検査所、市場衛生検査所、原爆被爆者保健福祉施設、原爆医療施設、原爆被爆者健康管理施設、医薬分業推進支援センター、結核研究所、放射線影響研究所、都道府県がん診療連携拠点病院等、結核患者収容モデル病室、多剤耐性結核専門医療機関施設、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院、難病相談支援センター、と畜場、臍帯血バンク、精神科救急情報センター、眼球あっせん機関、</p>

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検査実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、(削除)喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)（31の2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、（36）、（38）、(40)及び(41)に係る整備事業については、交付の対象としない。

感染症外来協力医療機関、精神科救急医療センター、組織バンク、マンモグラフィ検査実施機関、新型インフルエンザ等患者入院医療機関、H I V検査・相談室、末梢血幹細胞採取施設、小児がん拠点病院、感染症検査機関、新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関、喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関及び保健所に係る国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、精神保健福祉法、感染症法、沖繩振興特別措置法（平成14年法律第14号）第94条、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

2 (略)

(交付の対象)

3 この補助金は、次の事業（(24)、(25)、(25の2)、(26)、(26の2)、(31)、（31の2）については、都道府県等が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項に基づき選定し、同法第14条第1項に基づき選定事業者が整備した施設を都道府県等が買収する事業（以下「PFI事業」という。）を含む。）を交付の対象とするものとする。

ただし、東京都及び川崎市が設置する（3）、（4）、（6）のうち施設並びにプリオン検査備品及び牛海綿状脳症（BSE）検査キットを除く設備、（14）、（15）、（19）、（20）のうち非常用発電機・無停電電源装置を除く設備、（29）、（32）、（34）、（36）、（38）、(41)及び(42)に係る整備事業については、交付の対象としない。

<p>(1) ~ (39) (略)</p> <p><u>(40) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業</u></p> <p><u>(40の2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備事業に要する費用に対する都道府県、保健所設置市及び特別区の補助事業</u></p> <p><u>(41)</u> 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業</p> <p><u>(42)</u> 令和4年3月23日健発0323第75号厚生労働省健康局長通知「保健所の衛星携帯電話の設備整備について」の別紙「保健所の衛星携帯電話設備整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業</p> <p>4 (略)</p>	<p>(1) ~ (39) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(40)</u> 令和2年3月31日健発0331第56号厚生労働省健康局長通知「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器の整備について」の別紙「喫煙専用室等の基準適合性の検証のために必要な測定機器整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業</p> <p><u>(41)</u> 令和4年3月23日健発0323第75号厚生労働省健康局長通知「保健所の衛星携帯電話の設備整備について」の別紙「保健所の衛星携帯電話設備整備事業実施要綱」により、都道府県、保健所設置市及び特別区が行う設備整備事業</p> <p>4 (略)</p>
<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数があるものを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。</p> <p>ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(39)、<u>(40)</u>、<u>(41)</u>及び<u>(42)</u>の設備整備事業</p>	<p>(交付額の算定方法)</p> <p>5 この補助金の交付額は、次の(1)及び(2)の補助金ごとに算出された額の合計額を交付額とする。</p> <p>ただし、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数があるものを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保健衛生施設等設備整備費補助金関係 アからカまでの合計額を交付額とする。</p> <p>ア 3の(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(11)、(16)、(19)、(20)、(23)、(25)、(26)、(27)、(30)、(31)、(33)、(34)、(35)、(36)、(37)、(39)、<u>(削除)</u> <u>(40)</u> 及び <u>(41)</u> の設備整備事業</p>

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)及び(35の2) (削除) の設備整備事業

(ア) (略)

(イ) (ア)により選定された額と都道府県 (削除) が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第1表 (略)

第2表 (略)

第3表

1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	4 補助率 (略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の設備費	次により算出された額の	新型インフルエンザ等患者入院医	2分の1

(ア)～(ウ) (略)

イ～オ (略)

カ 3の(25の2)、(26の2)、(27の2)、(31の2)、(35の2)及び(40の2)の設備整備事業

(ア) (略)

(イ) (ア)により選定された額と都道府県 ((40の2) については、保健所設置市及び特別区を含む。) が補助した額とを比較して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

第1表 (略)

第2表 (略)

第3表

1 区分 (略)	2 種目 (略)	3 基準額 (略)	4 対象経費 (略)	4 補助率 (略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	(略)	(略)	(略)	(略)
	その他の設備費	次により算出された額の	新型インフルエンザ等患者入院医	

				厚生労働大臣が必要と認められた額 ×台数 (3) 等温遺伝子増幅装置 厚生労働大臣が必要と認められた額 ×台数	(略)	(略)	(略)
--	--	--	--	---	-----	-----	-----

第4表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1

(略)							

第4表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	4 補助率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新型インフルエンザ等患者入院医療機関	初度設備費	各施設ごとに次により算出された額の合計額 133,000円×厚生労働大臣の認めた病床数	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するため必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費	2分の1

	その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 厚生労働大臣が必要と認められた額×台数 (2) 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認められた人数 分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認められた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費(削除)			その他の設備費	次により算出された額の合計額 (1) 人工呼吸器及び付帯する備品 厚生労働大臣が必要と認められた額×台数 (2) 個人防護具 3,600円×厚生労働大臣が必要と認められた人数 分 (3) 簡易陰圧装置 4,320,000円×厚生労働大臣が必要と認められた病床数 (4) 簡易ベッド 51,400円×厚生労働大	新型インフルエンザ等患者入院医療機関の設備を購入するために必要な設備購入費(ただし、(5)の整備は、新型コロナウイルス感染症患者に對し使用する場合理に限る。)	
--	---------	---	---	--	--	---------	---	---	--

				<u>装置</u> <u>厚生労働大臣が必要と認められた額</u> <u>×台数</u> <u>(3) 等温遺伝子増幅装置</u> <u>厚生労働大臣が必要と認められた額</u> <u>×台数</u>
--	--	--	--	---

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により厚生

--	--	--	--	--

6 (略)

(交付の条件)

7 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。

ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。

ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更(それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。)をする場合には、速やかに8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)又は厚生労働大臣(以下「厚生労働大臣等」という。)の承認を受けなければならない。

(2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別紙様式1により速や

<p><u>かに</u>厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>(施設整備事業の場合)</p> <p>ア 建物の設置場所</p> <p>イ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度)の軽微な変更を除く。</p> <p>ウ 病床数</p> <p>エ 入所定員又は通所定員</p> <p>(設備整備事業の場合)</p> <p>ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量</p> <p>イ 病床数</p> <p>ウ 入所定員、通所定員又は利用定員</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、<u>速やかに</u>厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(補助事業者が地方公共団体の場合) (略)</p> <p>(補助事業者が地方公共団体以外の場合)</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合)には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価<u>3.0</u>万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分</p>	<p>労働大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>(施設整備事業の場合)</p> <p>ア 建物の設置場所</p> <p>イ 建物の規模若しくは構造(施設の機能を著しく変更しない程度)の軽微な変更を除く。</p> <p>ウ 病床数</p> <p>エ 入所定員又は通所定員</p> <p>(設備整備事業の場合)</p> <p>ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量</p> <p>イ 病床数</p> <p>ウ 入所定員、通所定員又は利用定員</p> <p>(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。</p> <p>(4) ～ (8) (略)</p> <p>(9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。</p> <p>(補助事業者が地方公共団体の場合) (略)</p> <p>(補助事業者が地方公共団体以外の場合)</p> <p>事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合)には、その承認を受けた日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価<u>5.0</u>万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分</p>
---	---

が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) ～ (14) (略)

(15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(13)に掲げる条件((2)中入所定員及び通所定員を除く。)を付さなければならぬ。この場合において(1)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と(6)中「5.0万円とあるのは「3.0万円」と「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と(10)中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

(16) ～ (17) (略)

8～14 (略)

別表1～別表2 (略)

別紙様式1～8 (略)

が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(10) ～ (14) (略)

(15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(13)に掲げる条件((2)中入所定員及び通所定員を除く。)を付さなければならぬ。この場合において(1)から(5)、(7)及び(10)中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と(6)中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と(10)中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。

(16) ～ (17) (略)

8～14 (略)

別表1～別表2 (略)

別紙様式1～8 (略)